

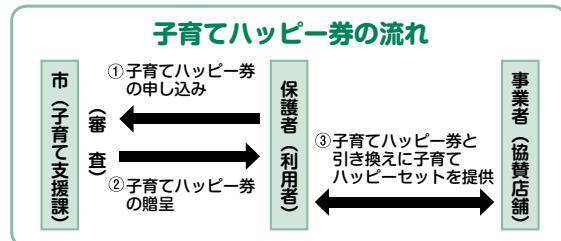
第3子以降のお子さんの誕生をお祝いし 「子育てハッピー券」を贈呈します

市では、子育て支援施策の新規事業として、平成21年度から「浮き城のまち・子育てジョイ・ハッピー事業」を実施しています。これは、第3子以降のお子さんの誕生を祝して出生児童1人当たり36,000円相当の「子育てハッピー券」をその保護者に贈呈し、各協賛店舗が用意するオリジナリティーあふれる3,000円相当の“子育てハッピーセット（お祝いセット）”と引き換えていただくものです。

▶対象 次の要件を満たす方

- (1)4月1日以降に出生した第3子以降のお子さんの保護者で、本市に居住し、住民基本台帳に記録されている、または外国人登録原票に登録されている18歳未満の児童を2人以上養育されている方
- (2)市民税を完納している方

- ▶申し込み 子育て支援課にある「子育てハッピー券申込書」に必要事項を記入し、出産から3ヶ月以内に同課へ提出してください。
- ▶利用できる店舗 浮き城のまち・子育てジョイ事業の協賛店舗のうち、当事業に参加している店舗
- ▶その他 協賛店を随時募集しています。
- ▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線262)



母子家庭高等技能訓練促進費等を 支給します

母子家庭の母親が、就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関で修業する場合、一定期間について母子家庭高等技能訓練促進費を、また、訓練修了後に入学支援修了一時金を支給します。必ず受講開始前に相談をしてください。

▶対象 市内に住所を有する母子家庭の母親で、次のすべての要件に該当する方。

- (1)児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方。
- (2)対象資格を取得するために、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方。
- (3)就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方。
- (4)過去に高等技能訓練促進費の支給を受けたことがない方。

▶対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師など

▶支給対象期間など

○訓練促進費

受講期間の2分の1の期間で後半の期間（上限18ヶ月）が支給対象期間となります。

○一時金

養成機関のカリキュラムを修了した場合に支給されます。

▶支給額

○訓練促進費

- ・市町村民税非課税世帯：月額103,000円
- ・市町村民税課税世帯：月額 51,500円

○一時金

- ・市町村民税非課税世帯：50,000円
- ・市町村民税課税世帯：25,000円

▶その他 提出書類などは、相談時に説明します。

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当（内線292）

小学校修了前のお子さんを育てている方へ 児童手当の請求はお済みですか

児童手当は、小学校修了前の児童を養育し、所得が一定額未満の方に支給されます。

※外国人の方も要件を満たせば支給されます。

▶手当の金額

【0歳から2歳までの子】

1人につき月額10,000円

【3歳の誕生日の翌月から12歳の年度末までの子】

第1子、第2子…1人につき月額5,000円

第3子以降…1人につき月額10,000円

※18歳の年度末を迎えるまでのお子さんの中で何番目のお子さんにあるかで支給額が変わります。

▶支給の時期 手当は年3回、2月・6月・10月にそれぞれ前月分までが、まとめて支給されます。なお、申請した月の翌月分から支給されます。

▶申請（認定請求）方法 子育て支援課にある認定請求書を提出してください。お持ちいたいものは、同課に問い合わせください。

※公務員の方は勤務先へ申請してください。

▶その他 過去に所得制限により非該当になった方でも、その後の所得額の変動などにより該当になる場合がありますので、新たに認定請求をしてください。

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当（内線262）